

日本アクティブ・ラーニング学会 第1期 通常総会

2017年10月20日

1. 日 時 平成29年11月3日(金)
総 会 14:45 ~ 15:15
2. 場 所 東京電機大学 1号館1205講義室
〒120-8551 東京都足立区千住旭町5番

議 案

※会則に基づき議案についての表現を以下のように定める。

「審議事項」…議決を要する議案

「懇談事項」…話し合いを行い、議決は不要の議案

※「懇談」の結果、議長が「審議事項」相当と判断した場合には、
「懇談事項」から「審議事項」への格上げを行う。

「報告事項」…報告を行い、議決は不要の議案

1号議案 第1期事業報告に関する件 報告事項

設立初年度は以下のように事業を執り行った。

2016年11月3日

設立記念シンポジウム

千代田女学園中学校高等学校

2016年12月24日

第1回 研究大会「国際バカロレアとアクティブ・ラーニング／一般」

千代田女学園中学校高等学校

2017年3月26日

第1回 全国大会「学習者が創るアクティブ・ラーニング 深い学びを実現するアクティブ・ラーニング」

武蔵野大学

2017年7月22日

教科横断型・表現力リテラシー部会 第1回研究会

神田外語学院

2017年8月4日

第1回 日本アクティブ・ラーニング学会 関西研究会

関西教育 ICT 展 (インテックス大阪)

2017年8月26日

チャレンジ教育部会 第1回研究会

目白大学

2017年9月24日

セミナー「教育研究の基本を学ぶ」

東京国際保育専門学校

2号議案 第1期決算報告に関する件 報告事項

別ファイル参照

3号議案 事業年度変更及び年会費の件 審議事項

【事業年度の変更の件】

・会則第46条に基づき、会則第42号の変更について、理事会として正会員の皆さまに提言し、承認をお願いしたい。

現状「本学会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。」

改定案「本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」

<背景・理由>

- ① 各法人の会計年度は4月開始が大半であり、それに倣うことで、不便を解消する
- ② 会則第47条により、本学会は最長で2030年3月31日まで存続することになる。現状の事業年度の設定だと、期中解散となる可能性が高く、その事態になる前に、この期中解散の可能性を解決しておきたい

<補足事項>

・上記の改定案に伴い、第1期～第3期については、次のような扱いを提言する。

第1期 2016年10月1日から9月30日

第2期 2017年10月1日から2018年3月31日（半期の事業年度）

第3期 2018年10月1日から2019年3月31日（以下、改訂案に従う）

【年会費の件】

年会費については細則事案であるが、2017年9月9日の臨時理事会にて、理事会の全会一致時校として「上記の事業年度の変更が総会での承認」という条件付き事案であるので、

事業年度の変更と合わせて、確認をお願いしたい。

<入会費について>

賛助会員を除いて、一律 2,000 円とする（学生会員以外は現状通り）。

<学生会員について>

年会費初年度無料とする（現状は、入会費・年会費とも各 1,000 円）。

<正会員・準会員について>

第 1 期 2016 年 10 月 1 日から 9 月 30 日については、3,000 円（現状通り）

第 2 期 2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日については、1,500 円（半期として）

第 3 期 2018 年 10 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日については、3,000（現状通り）

★新規規定：後期（半期）の導入★

ただし第 3 期以降、事業年度後期（10 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の入会は、1500 円

<賛助会員について>

第 2 期 2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日については、15,000 円（年会費の半額）
の協力をお願いをする。

4 号議案 第 2 期事業計画及び収支予算の件 審議事項

1) 第 2 期 事業計画（現在進行中のもの）

・ 2017 年 11 月 3 日（日）

第 2 回研究大会・第 1 期総会

「自己調整学習力と＜主体的・対話的・深い学び＞」

アクティブ・ラーニング アワード

東京電機大学

・ 2018 年 3 月 25 日（日）

第 2 回全国大会・第 2 期総会

2020 年新学習指導要領とアクティブ・ラーニング（仮）

文京学院大学

※部会・研究会に関しては申請があり次第随時検討

2) 予算案

※別ファイル参照

5号議案 事業年度変更に伴う理事任期延長の件 審議事項

・3号議案における事業年度変更にともない、今後の総会は3月下旬を定例とする全国大会に付随して開催されることとなる。

・会則第26条に「理事ならびに監事の任期は、選任後2年を経過した後の総会までとする。」とあり、従前は2016年11月の発足であった本学会理事は2018年11月の総会までの任期と予定されていたが、事業年度変更にともない、2019年3月総会までとしたい。

・またそれに付随して、現在理事が満数より少ない分につき、会則の附則にある「成立後1年以内の理事、監事の追加は理事会の決議によって定めることができる。」の期限を2018年3月までとしたい。

理由としては、運営力の強化を図るため、運営に協力を仰ぐ理事を増員したいと考えているからである。

その他の報告事項

1) 学会誌の発行

2018年秋締切、2019年第一四半期に発行に向けて準備中。

多くの方の投稿をお願いしたいと考えている

現在、編集委員を募集しているので希望いただける方は学会事務局

(info@jals2030.net) まで連絡をいただきたい。

議決権行使書

私は、日本アクティブ・ラーニング学会 会則の第19条の規定に基づき、平成29年11月3日（金）開催の通常総会の議案について、下記の通り議決権を行使します。

記

1. 総会の審議事項

- 第3号議案 事業年度及び年会費の件
- 第4号議案 第2期事業計画及び収支予算の件
- 第5号議案 事業年度変更に伴う理事任期延長の件

2. 議決権の行使

議決権につき下表の通り（○印を記載）行使します

第3号議案	承認	否認
第4号議案	承認	否認
第5号議案	承認	否認

以上

※総会にご欠席の方は、この用紙にご署名、○印ご記入の上、10月27日（金）までにご返送ください。日本アクティブ・ラーニング学会事務局宛

①メール info@jals2030.net

②FAX 03-3230-0572

③郵送 101-0061 東京都千代田区三崎町 3-6-13 山京中央ビル 3F

一般社団法人日本教育基準協会 内